MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計
柳澤公認会計士事務所
社会保険労務士法人 柳澤会計
〒391-0003 長野県茅野市本町西1－40
www.yanagisawakaikei.net TEL:0266-72-5060 FAX:0266-72-5063

Vol.28-3 2017.3.3

平成２８年分　確定申告 受付初日提出

受付初日提出 完了率　９３.17%

所得税の確定申告について、昨年のうちから 2 月 16 日の「受付初日提出」を目標に取り組んできました。皆様にご協力いただき、誠にありがとうございました。

来年の確定申告も 100%に近づけられるよう取り組んで参りたいと思っております。引き続き、ご協力の程よろしくお願い致します。

確定申告が必要な方 お早めに

所得税の確定申告書の提出期限は 3 月 15 日(水)です。
柳澤会計ではまだまだ確定申告を受付けております。
無料相談を随時受付けておりますので、お早めにご相談ください。

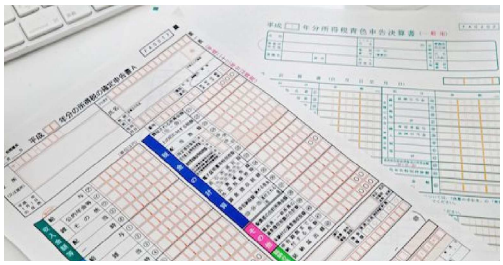

所得税確定申告提出期限　3月15日(水)

無料相談受付窓口→TEL 0266-72-5060

第７期　経営者塾のご案内

「経営者塾」とは税理士法人柳澤会計が主催する、中小企業経営者向け勉強会です。創業間もない企業様からベテラン経営者の皆様に対して、この厳しい時代の中で成長していくために必要な経営知識・ノウハウをお伝えさせて頂きます。また、経営者・後継者・後継予定者に対して、経営のトップになるにあたって身につけるべき経営ノウハウを、ゲストをお招きしお話いただく予定です。セミナー終了後には懇親会を予定しておりますので、受講者同士の意見交換などの交流により、新たな価値あるネットワークを構築できるかと思います。この機会にぜひご参加ください。

開催日	テーマ	場所
第1回 4／13(木) 15:30～17:00 終了後懇親会	選択制確定拠出年金 ～経営者と社員の自分退職金づくり～	税理士法人柳澤会計 研修室
第2回 6／22(木) 15:30～17:00 終了後懇親会	会社を伸ばす財務分析 ～財務分析から始まる成長する会社づくり～	税理士法人柳澤会計 研修室
第3回 9／14(木) 15:30～17:00 終了後懇親会	資金繰りに苦労しない財務戦略 ～銀行はここを見ている！～	税理士法人柳澤会計 研修室

※「経営者塾」に関するチラシを３月中旬郵送させていただきます。詳細はチラシをご覧下さい。

取引相場のない株式の評価の見直し　～平成 29 年度税制改正～

平成 29 年 1 月 1 日以後の相続等から適用！

取引相場のない株式の評価は、会社区分に応じ、類似業種比準方式または純資産価額方式、もしくはそれらの併用方式にて計算されますが、平成 29 年度税制改正では、類似業種比準方式または併用方式による評価について、より実態に即したものとなるよう見直しが行われました。

※平成 29 年度税制改正特集の事務所通信を後日郵送しますので、そちらもご覧ください。

比準要素のウェイト　配当：利益：純資産　１：１：１　【下図参照③】

類似業種比準方式による株価は、類似業種の株価（上場会社の平均）と、各比準要素（配当、利益、純資産）に関する、評価対象会社と上場会社との比率を用いて算定します。改正前の評価では、配当、利益、純資産の比重は、１：３：１（合計５＝１＋３＋１）で計算されますが、今回の改正により、配当、利益、純資産の比重を、１：１：１（合計３＝１＋１＋１）とすることとされました。

この改正により、利益の比重が「５分の３」から「３分の１」へと小さくなり、**利益が株価に与える影響が少なくなります。役員退職金の支払いや不動産の含み損を実現させるなどの方法により損失を計上しても、以前ほど株価が下落しない可能性があります。**

また、純資産の比重が「５分の１」から「３分の１」へと大きくなるため、**社歴が長く、内部留保の厚い会社については、株価が上昇する可能性があります。**

その他の改正

・類似業種の株価（上場会社の平均）に「前２年間平均」を追加　【下図参照①】

上場企業の株価の急激な変動が与える中小企業の株価への影響が小さくなります。

・大会社及び中会社の適用範囲の拡大　【下図参照②】

大きな会社区分に該当することとなれば、類似業種比準価額の割合が上昇し、株価が低くなる可能性があります。

・類似業種の株価（上場会社の平均）に連結決算を反映　【下図参照③】

改正概要

類似業種比準方式による株価の算出方法

$$\text{類似業種の株価}\ (A) \times \left(\frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times 3 + \frac{d}{D}}{5} \right) \times \begin{cases} \text{大会社} & 0.7 \\ \text{中会社} & 0.6 \\ \text{小会社} & 0.5 \end{cases}$$

（配当）（利益）③　（簿価純資産）　（斟酌率）　①　②

b，c，d：評価会社の１株当たりの金額
B，C，D：上場企業の業種別の１株当たりの金額

① 類似業種株価（A）について、２年間平均を選択可能に
- 上場企業株価の上昇局面における急激な変動を平準化。

② 比準要素（B,C,D）について、連結会計上の数字に見直し
- 上場企業の子会社を含めたグローバル経営を反映した評価に見直し。

③ 比準要素（B,C,D）のウエイトを「１：１：１」に見直し
- 「利益３倍」の見直しにより、成長・好業績企業の負担を軽減。

④ 会社規模の判定基準の見直し
- 併用方式の類似業種の割合（L）が高まることで、時価純資産（含み益）が重い中会社の株価を抑える効果あり。

（参考）併用方式の場合の算定式
類似業種比準価額×L　＋　一株当たりの純資産価額×（１－L）
Lの値　大会社：L＝１　中会社：L＝0.9～0.6　小会社：L＝0.5

※平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用。

（山﨑　泰史）

税金･会計Q＆A

2ドアフェラーリの新車は、費用になる？

一般的に贅沢品と思われている「２ドアフェラーリ」。この新車を会社で購入した場合、会社の費用になるでしょうか？「いくら何でもそれはムリ」と普通は思います・・・

1．会社の費用になるもの

会社の費用になるものとは、簡単に言うと、　**「事業を行う上で必要なもの。」**　です。

「事業を行う上で必要なもの」というのは、「一般的に必要と思われるもの」とは違います。「一般に必要なもの」でも費用にならない場合があります。それでは、どこで、判断するのでしょうか？それは、**「仕事に関係あるかどうか？」**です。

2．フェラーリは、費用になる？

上述したように判断基準は、**「仕事に関係あるかどうか？」**です。

例えば、会員制の超高級リゾートホテルに宿泊することになったとします。その送迎は、マイクロバスや軽自動車ではなくて、ロールスロイスやベンツ、フェラーリで送迎して欲しいですよね。この場合は、ロールスロイスやベンツ、フェラーリでも費用になります。理由は、**「売上をあげるために必要なもの」**だからです。ただし、状況によっては、逆に「費用にならないケース」もありますので、状況と照らし合わせつつ、慎重に検討する必要があります。

※フェラーリ（車）は、費用になる場合でも、一括で全額を費用にすることはできません。「減価償却」という方法で決められた年数で費用にしていくことになります。

利益が出ていても倒産する？

売上が好調で利益が出ていれば、会社は安泰・・・と安心していませんか？そんな状況でも、倒産してしまう（黒字倒産）場合もあります。

1．勘定合って銭たらず

「勘定あって銭足らず」ということわざを聞いたことがあると思います。

ことわざの意味は、「理論と実際は一致しない。」ですが、会計上では、**「決算書（試算表）の上で、利益が出ていても、手元にお金がない。」**ということです。「利益」と「お金」は、「利益＝お金」ではありません。「利益」と「お金」は、別物です。いくら利益がでていても、手元にお金がなければ会社は、行き詰まってしまい、最悪、倒産なんてこともありえます。

2．なぜ、利益とお金は一致しない？

利益とお金が一致しない代表的な原因として、「売掛金・買掛金、借入金」があります。

売掛金は、売上が計上されて利益が出ても、現金になるのは、翌月以降です。また、買掛金は、先月の仕入の支払を当月行うことになり、試算表などの**利益とお金の流れに「ズレ」が生じます**。もっとも注意しなければいけないものが「借入の返済」です。私たちが「利益」と言っているものは、「借入の返済」が考慮されていません。**「借入の返済」は、「利益」から**行わなければなりません。

「売上」や「利益」だけではなく、「お金」に着目して経営することも必要です。

（橋本 健治）

マイナンバーカード

マイナンバー制度が始まり、早一年が経過しました。平成 27 年秋に自宅に送られてきたままだった方も多いと思います。この冬、平成 28 年分の年末調整や所得税の確定申告の際、久々にご自分のマイナンバーを確認された方も多いのではないでしょうか。

さて皆さんはマイナンバーカードをお持ちでしょうか。平成 28 年１月より交付がはじまっています。

【取得方法】各市町村窓口

【手 数 料】初回無料です。再発行は有料となります。

（詳細は各市町村へお問い合わせください）

【マイナンバーカード イメージ（表・裏）】

個人番号を証明する書類として

マイナンバーの提示が必要な様々な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。

各種行政手続きのオンライン申請

マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続きのオンライン申請に利用できます。

マイナポータルは平成 29 年 7 月より本格稼働する予定です。

本人確認の際の公的な身分証明書

「マイナンバーの提示」と「本人確認」が同時に必要な場面では、このカードが１枚あれば済みます。

コンビニなどで各種証明書を取得

コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの証明書を取得できます。（市区町村によりサービスが異なります）

諏訪圏６市町村の平成 28 年 10 月末時点でのマイナンバーカード申請率は 6～11%程度にとどまっており、住民全体の関心は高いとは言えない状況です。現在はまだまだといったところですが、今後は受けられるサービスも増えていきます。せっかくの行政サービスですので活用されてはいかがでしょうか。

（北原隆幸）

職員コラム　～ 幸せになるための三要素 ～　山﨑 泰史

昨年秋、大ベストセラー「嫌われる勇気」～自己啓発の源流「アドラー」の教え～を読みました。この「嫌われる勇気」をフジテレビが、“刑事ドラマ”として実写ドラマ化し今年１月から放送して話題を呼んでおり、私も毎週楽しく見ています。本の帯には『自由とは他者から嫌われることである』とあるように、アドラー心理学は私に新鮮で刺激的な考え方を幾つも教えてくれました。

その考え方の中で“幸せになるために必要な三要素”というものがありましたので紹介します。**一つ目の要素は『ありのままの自分を受け入れること』**。デキる自分もできない自分も、丸ごと受け入れるということです。100 点中 60 点の自分であったとしても、それを受け止め 100 点に近づくためにはどうしたらいいか考えるというもの。**二つ目は『一切の条件を付けずに他者を信じること』**。何の条件も付けずに他の人を信頼することは簡単ではないですが、他の人を信頼し続けると相手も心を開いてくれる。信頼することを恐れていたら結局は誰とも深い関係を築くことができないので、裏切られることは怖いが、ただ「自分がどうするか」だけを考えれば良いというもの。**三つ目は『誰かの役に立つこと』**。誰かの役に立っている、みんなに必要とされていると思えたときにだけ、自分の価値を実感でき幸せを感じることができるというもの。

至らないところが多い私ですが、それを受け止め、周りの皆様を信頼し、皆様のお役に立てるよう尽力させていただくことで、自分の価値を実感し幸せになりたいと考えております。